

社会福祉法人 創樹会  
一般事業主行動計画（次世代法）

労働環境整備のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 課題

長時間労働について、事業所間や個人間で差が生じているため是正に取り組む。

3. 目標

1か月の所定外労働時間の上限を30時間以下とする。

4. 対策

労働者間の助け合いの好事例発表・評価等によりお互いに助け合う職場風土を醸成する。